



ひだかインフォメーション
 市役所へのご連絡は
 ☎ 989-2111 FAX 989-2316
 ホームページアドレス
<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

お知らせ

宝くじの助成を受けて整備しました

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源とした「コミュニティ助成事業」を実施しています。このたび、旭ヶ丘自治会では、宝くじの助成金を受けて、秋祭りに使用する幟旗、幟旗立て用のアルミポール等を整備しました。



問い合わせ 総務課人権推進・市民活動担当

入学準備金融制度のご案内

受付期間 11月1日(水)～令和6年3月19日(火)

※入学金等が必要となる日の3週間前までに所定の書類を提出してください。
対象 令和6年度に高等学校・専修学校・高等専門学校・短期大学・大学への入学を予定している人の保護者で、次の全てを満たす人
 ①入学に要する資金の調達が困難な人
 ②市内に住所がある人
 ③市税等を滞納していない人
 ④連帯保証人(原則県内在住)がいる人
 ※自己資金がある人や親族、知人、金融機関などから入学金等を全額調達できる人、国や県などの他の入学金、奨学金等の制度を利用できる人は、この制度の対象にはなりません。
融資限度額
 ○高等学校・専修学校・高等専門学校：国・公立15万円、私立50万円
 ○短期大学・大学：国・公立40万円、私立70万円
融資方法 融資決定後に市指定の金融機関から融資
利子 原則無利子
 ※利子負担額を市から利用者に支払います。
返済期間 5年以内
返済方法 毎月口座引き落とし(繰り上げ返済可)
 問い合わせ 教育総務課 教育総務担当



安全運転の「提案

さらなる安全運転意識と事故・違反の抑止効果の向上を目指すために、運転記録証明書の活用が勧められます。
 自動車安全運転センターでは、運転記録証明書のほか、無事故無違反、累積点数等、運転免許履歴の各証明書を発行しています。
 証明書の申請方法は「自動車安全運転センター」ホームページをご覧ください。

市税の滞納解消への取り組み

市税は、私たちが安心して暮らしていくための重要な役割を担っています。また、さまざまな公共サービスは納税によって支えられています。このことから、市税の滞納は市の財政を圧迫し、公共サービスの提供に支障を来すだけでなく、何よりも納期限内に納税している大多数の人との公平性を欠くこととなります。このため、市では滞納解消へ向けて左記のとおり取り組んでいます。
滞納処分を強化し、納税者に不公平が生じないように、厳正に対処します
差し押さえの実施
 市税および国民健康保険税の滞納者の財産(給与、預金、不動産など)の差し押さえを執行し、未納の税に充てています。令和4年度は193件の差し



「ご存知ですか」行政相談週間

10月16日(月)から22日(日)までは、行政相談週間です。
 市では、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、毎月第3金曜日の午後行政相談所を開設しています。
 市の対応などについて「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないか」などの苦情や要望を受け付けています。
日時 10月20日(金)
 午後1時30分～4時
 ※受け付けは、午後1時から3時30分までです。
場所 生涯学習センター
相談内容 登記、雇用、年金、相続、税金、道路、行政一般など
行政苦情110番
 ☎ 0570-090110
 FAX 048-600-2336
 ※総務省関東管区行政評価局(きくみま埼玉)でも相談を受け付けています。
 問い合わせ 総務課人権推進・市民活動担当



押さえを行いました。また、差し押さえ等により受け入れた約3063万円を未納の税に充てました。
【差し押さえ件数(令和4年度)】
 ○給与・69件
 ○預金・93件
 ○不動産・14件
 ○その他債権・17件
 (生命保険、国税還付金等)
滞納者への訪問
 滞納者の自宅に訪問し、納付を促します。
休日および夜間延長窓口の実施
 平日に金融機関で納税することができない人や納税相談などに来庁することができない人などを対象に休日窓口および夜間延長窓口を実施しています。

住民票の写し等の「本人通知制度」事前登録受け付け中

第三者等による住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害を防ぐことを目的として、事前登録した人に交付したことを通知する「本人通知制度」を実施しています。
通知する内容 交付年月日・交付した証明書の種別・通数・交付請求者の種別(代理人・第三者)
登録手続き 本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証等)をお持ちの上、直接各出張所または左記へ
問い合わせ 市民課市民担当(1階②番窓口)



子どもの遊びとゲーム

教育相談室だより：500

以前の公園では、ボールや遊具で遊んでいる子どもの姿をよく見かけていましたが、近年は、公園のベンチに座って楽しそうにゲームをしている子どもの姿が多く見受けられます。
 文部科学省が令和4年度に実施した全国学力学習状況調査(小学校6年生、中学校3年生対象)に「普段(月曜日から金曜日まで)一日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム(コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームを含む)をしていますか。」という質問があります。その質問に対して、小学校6年生は9割以上、中学校3年生は9割弱の子どもがゲームをしているという結果が出ました。

今やゲームは多くの子どもの遊びの中心的存在として、生活から切り離すことができないものとなっています。その反面、ゲームに夢中になるあまり学習がおろそかになってしまったり、夜遅くまでゲームをして朝起きられず生活リズムが乱れてしまったりではないか、人との関わりが少なくなりコミュニケーション不足になってしまうのではないかなどと、心配している保護者も多くいます。そこで、ゲームをする上で大切なことが、それぞれの家庭の「ルール作り」



国民年金保険料の法定免除制度

次の要件に該当した人は、届け出をすることで保険料が免除されます。
対象 次のいずれかに該当する人
 ○障がい基礎年金等の障がい年金1・2級を受給している人
 ○日本国籍を有し、生活保護法による生活扶助を受給している人
 ○国立保養所等に入所中の入所者
 ※この期間についての老齢基礎年金の額は2分の1で計算されます(平成21年4月以後の免除期間)。
 ※生活扶助以外の生活保護を受給している人、生活扶助を受給している外国人の人は、法定免除に該当しないため免除を希望する場合は一般の免除申請をしてください。
 ※免除理由に該当しなくなった場合にも届け出が必要です。
届け出の際に必要なもの
 ○マイナンバーカードまたは写真付きの本人確認ができるものおよびマイナンバー通知カード
 ○障がい基礎年金等の受給開始日が分かる書類(年金証書等)
 ○生活保護受給証明書
問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)



です。次のことを参考にしてみてください。
 ①ゲームで遊ぶためのルールは、保護者が決めて子どもに押し付けるのではなく、親子が話し合って決めることが重要です。子ども自身がルール作りに参加し、親子で意見交換しながら、守れそうだと思うルールを考えます。そのプロセスに興味があり、子どもの自律性を育みます。
 ②ゲームを楽しむために何をしなければならぬかを把握させましょう。子どもの生活スタイルに応じて睡眠時間・家族での時間・食事・勉強・習い事などを確認し、ゲームに使える時間を決めましょう。
 ③ルールが守れた守れなかったということに一喜一憂するのではなく、守れないことが続くのであれば見直すことが大切です。ルールが守れば褒め、守れないときは原因を一緒に考え、解決策を探っていきましょう。外遊びは、日暮れが遊びの終了の目安になります。テレビ視聴は、番組の終了が一区切りとなります。ゲームは、それぞれが決めたルールが基になります。自分自身の気持ちと折り合いをつけて終了させる。そんなゲーム遊びができる子どもになってくれるといいですね。